

SHINWA NEWS

相続税の概要について

令和7年10月
(No. 23)

国税庁が公表しています令和5年分における相続税の申告事績によりますと、令和5年分における被相続人数(死亡者数)は1,576,016人(前年対比100.4%)となっており、そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は155,740人(同103.2%)と増加傾向となっております。

そこで今回は、相続税の概要についてご紹介いたします。

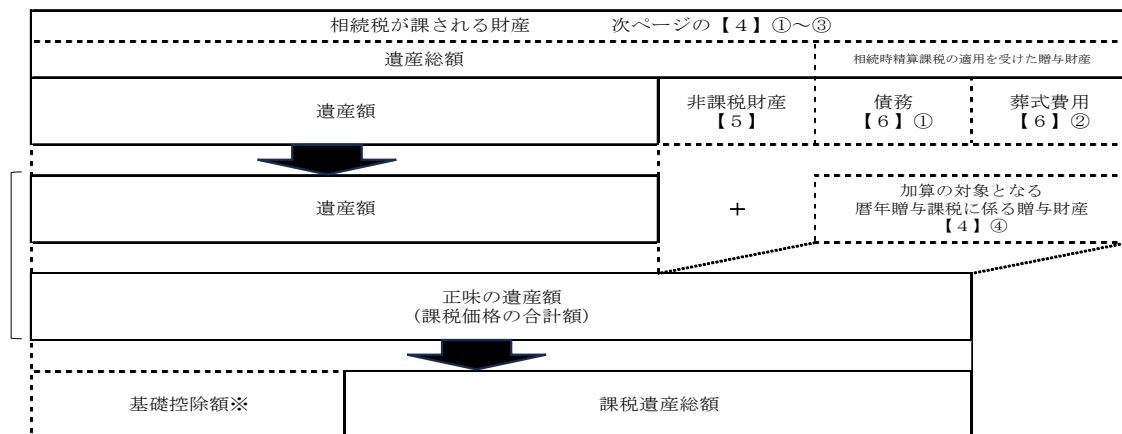
[1] 相続税とは

相続税は、個人が被相続人(亡くなられた人のことをいいます。)の財産を相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した場合に、その取得した財産の価額を基に課される税金です。

[2] 相続税の申告が必要な方

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した各人の課税価格の合計額(相続税が課される財産の価額の合計額から相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用の金額の合計額を差し引いた金額)が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

したがって、課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額以下である場合には、相続税の申告をする必要はありません。(小規模宅地等の特例などを適用することにより課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額以下となる場合には、相続税の申告をする必要がありますので、ご注意ください。)



※ 遺産に係る基礎控除額＝3,000万円＋(600万円×法定相続人の数*)

*法定相続人の数は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がいる場合に法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人(実子がいらないときは2人)までとなります。

[3] 相続税の申告と納税

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日(通常の場合は、被相続人が亡くなった日)の翌日から10か月目の日までに、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合には、納税しなければなりません。

[4] 相続税が課される財産

① 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

土地、建物、株式や公社債などの有価証券、預貯金、現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。そのため、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象となります。

なお、財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものなども相続税の課税対象となります。

② みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる生命保険金や退職金などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

③ 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、贈与税の申告の際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

④ 被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産

被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

※ 令和6年1月1日以後に暦年課税に係る贈与により取得した財産については、相続開始前7年以内の贈与により取得した財産が加算の対象となります

[5] 相続税がかからない財産(非課税財産)

相続や遺贈によって取得した財産であっても、次のものには相続税はかかりません。

① 墓所、仏壇、祭具など

② 国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産

③ 生命保険金のうち500万円×法定相続人の数によって計算した金額までの部分

④ 死亡退職金のうち500万円×法定相続人の数によって計算した金額までの部分

[6] 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用

被相続人の債務と被相続人の葬式に際して相続人が負担した葬式費用は、相続財産の価額から差し引かれます。

① 控除できる債務 差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

② 控除できる葬式費用 お寺などへの支払、葬儀社などへの支払、お通夜に要した費用などです。なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。